

産業医・健康診断業務委託仕様書

I 産業医の職務

労働安全衛生規則第 14 条及び第 15 条に定める職務及びこれに付随する以下の職務。

- ・労働安全衛生委員会への出席。
- ・職場巡視（労働安全衛生委員会と同時実施）に関する事。
- ・健康診断個人票への意見記載。（健康管理区分決定への意見を含む）
- ・健康相談、保健指導、面接指導等に関する事。
- ・健康教育、衛生教育、啓発教育等に関する事。
- ・その他労働者の健康管理に関する事。

II 健康診断

1 健康診断実施対象者

魚沼基幹病院の職員とする。

2 健康診断の実施内容

(1) 健康診断の種別、受診予定数

一般定期健康診断		予定 人数	特殊定期健康診断	予定 人数
基本健診	普通健診	160	血液取扱検診	2,600
	普通健診 胸なし	20	放射線検診（1回目） （一般定期健診 深夜勤健診と同時 実施）	520
	普通健診+精密（循環器）	280		
	普通健診 胸なし+精密（循環器）	20		
	精密（胸部）	8		
生活習慣病 健診	生活習慣病健診（地共済）	1,360	有機溶剤検診（キシロ）（1回目） （一般定期健診 深夜勤健診と同時 実施）	20
	生活習慣病健診 胸なし（地共済）	20		
	生活習慣病健診（協会けんぽ）	1,000		
	生活習慣病健診 胸なし（協会けん ぽ）	20	有機溶剤検診（キシロ）（2回目）	20
			情報機器作業健診	80
胃検診	希望者（地共済）	120	情報機器作業健診（筋骨格系検査有 り）	120
大腸検診	希望者（文科省）	80		
採用時健診	生活習慣病健診と同内容	300	深夜勤健診（2回目）	1,600

注 1 受診予定数は、見込であり増減することがある。

注 2 会場は魚沼基幹病院とする。

注 3 血液取扱検診、有機溶剤検診（1回目）、放射線検診（1回目）、情報機器作業健診は、一般定期健康診断と同時実施する。

注 4 採用時健診は 4 月下旬を予定しているが、詳細は別途協議する。

注 5 一般定期健康診断の日程は 7 月下旬を予定しているが、詳細は別途協議する。

注 6 深夜勤健診（2回目）、有機溶剤検診（2回目）、放射線検診（2回目）は 1 月中旬を予定しているが、詳細は別途協議する。

注 7 未受診者、中途採用者等の健診の実施についての詳細は別途協議する。

3 健康診断項目及び対象者

(1) 一般定期健康診断

種別	検査の項目	対象者	
基本健康診断	(1) 既往歴、業務歴、喫煙歴及び服薬歴の調査 (「標準的な質問票」の内容を満たしたもの)	<p>該当年度4月1日現在 地共済組合員 30歳未満の職員 協会けんぽ被保険者 35歳未満の職員</p> <p><胸部エックス線撮影を省略できる者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に医療機関等において胸部X線検査を受けている者で、そのフィルム又は当該検査に係る診断書を提出した場合 ・妊娠中若しくはその可能性のある者 ・結核の治療中又は経過観察中で当該検査に係る診断書を提出したもの 	
	(2) 身長及び体重の測定並びにBMI 肥満度		
	(3) 視力検査 (5m左眼、右眼)		
	(4) 聴力検査 (オーディオメータによる1,000HZ・4,000HZ)		
	(5) 自覚症状及び他覚症状の有無		
	(6) 胸部エックス線検査 (直接)		
	(7) 尿検査 (蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン)		
	(8) 血圧測定		
	(9) 腹囲の測定		妊娠中の者は腹囲を省略できる。
精密健康診断	(10) 心電図検査	<p>①次の既往歴がある者 高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、心疾患、腎疾患、糖尿病</p> <p>②循環器系疾患、糖尿病を疑わせる症状を有する者</p> <p>③体調不良の訴えのある者</p> <p>④尿蛋白(+)以上の者 尿潜血(+)以上の者 血圧140/90mmHg以上の者 BMI 25以上の者 1日平均20本以上喫煙している者 1日平均2合以上飲酒している者</p> <p>⑤その他医師が必要と認める者</p>	
	(11) 貧血検査 (血色素、赤血球、白血球、ヘマトクリット)		
	(12) 血中脂質検査 (総コレステロール、中性脂肪、LDLコレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロールHDLコレステロール比)		
	(13) 肝機能検査 (AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP)、ALP)		
	(14) 痛風検査 (尿酸)		
	(15) 血糖検査 (血糖(随時又は空腹時)、ヘモグロビンA1c (NGSP値))		
	(16) 腎機能検査 (クレアチニン、eGFR)		
胸部	(17) 喀痰検査	医師が必要と認める者	
生活習慣病健康診断	普通健診	(1)～(16)の項目	該当年度4月1日現在 地共済組合員 30歳以上の職員 協会けんぽ被保険者 35歳以上の職員
	胸部精密検査	(17) 喀痰検査	(6)の検査の結果、医師が必要と認める者
胃健診	(18) 胃部エックス線検査 (7方位)	該当年度4月1日現在 地共済組合員 希望する者 協会けんぽ被保険者 35歳以上の職員	
大腸健診	(19) 便潜血2日法 (定性)	該当年度4月1日現在 文科省組合員 希望する者 協会けんぽ被保険者 35歳以上の職員	
採用時健診	(1)～(16)の項目	該当年度採用者	

注：法定外の検査項目(尿検査(潜血、ウロビリノーゲン)、血液検査(総コレステロール、ALP、白血球数、貧血検査(ヘマトクリット)及び痛風検査(尿酸))については、検査結果の報告について職員から同意しない旨の申し出(「一般定期健康診断法定外項目未受診者申出書」によるもの)があった場合は、実施しない。

(2) 特殊定期健康診断

種 別	検 査 の 項 目	対 象 者
深夜勤 健 診	一般定期健康診断の(1)～(5)、(7)～(16)の項目 (ただし、尿検査 (潜血、ウロビリノーゲン)、貧血検査 (白血球、ヘマトクリット) 及び血中脂質検査 (総コレステロール) を除く。)	交代制勤務により深夜勤業務に従事する職員
血液取 扱検診	H B s 抗原・抗体検査、H C V 抗体検査	血液を取り扱う業務に従事する職員
放射線 検 診	(1) 被爆歴の有無の調査 (2) 白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値の検査 (3) 白血球百分率の検査 (4) 白内障に関する検査 (5) 皮膚の検査	放射線に被ばくするおそれのある業務に常時従事する職員 ※(2)の検査項目について 一般定期健康診断及び深夜勤健診と同時に実施した者については当該検査結果を本検査の結果とし、本検査の実施を省略する。
有機溶 剤検診 (キシ レン)	(1) 業務の経歴、有機溶剤による既往歴の調査 (2) 自覚症状又は他覚症状の有無の検査 (3) 尿中の代謝物の検査 尿中メチル馬尿酸	有機溶剤を取り扱う業務に常時従事する職員
情報機 器作業 健 診	(1) 業務歴の調査 (問診票による) (2) 既往歴の調査 (問診票による) (3) 自覚症状の有無の調査 (問診票による) (4) 眼科学的検査 (ア) 5 m 視力 (5 m 右・左・両眼) (イ) 近見視力 (50cm 右・左・両眼視力) (ウ) 調節機能検査 (近点距離 (右・左・両眼)) (エ) 屈折検査 (オ) 眼位検査 (5) 筋骨格系検査 (ア) 上肢の運動機能の検査 指、手、腕等の運動機能の異常、運動痛等の有無 (イ) 圧痛点等の検査 筋、腱、関節 (肩、肘、手首、指等)、頸部、腕部、背部、腰部等の圧痛、腫脹等の有無	情報機器作業に従事する特定の職員 医師が必要と認める者 ・ (1) から (4) の検査によりあらかじめ必要とされた者 ・ その他医師が必要と認めた者

4 健康診断の実施体制

- (1) 健診の診察医は、認定産業医資格を有する医師とすることが望ましい。
- (2) 胃部エックス線写真撮影は、胃がん検診専門技師又は同様の技術、経験を有する者とする。
- (3) 胃部エックス線撮影は、10 cm×10 cm以上のフィルムでI.I方式とし、7枚以上撮影する。(デジタル可)
また、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意する。
- (4) 胸部エックス線写真及び胃部エックス線写真の読影については、2名以上の医師によって必ず二重読影を行うこと。
- (5) エックス線写真読影責任者は、次のアからエのいずれかに該当する医師とすること。
 - ア 放射線専門医
 - イ 胸部エックス線写真については呼吸器病専門医
 - ウ 胃部エックス線写真については消化器病専門医
 - エ その他アからウの専門医に相当する知識を有する医師(学会認定医・専門医等)
- (6) 胸部エックス線写真及び胃部エックス線写真の読影医等について、健診実施後3週間以内に報告すること。
- (7) 採血を実施する時は手指衛生を実施し、グローブは1人毎の使用とすること。
- (8) 所定の日程で健診を受診できなかった者に対しては、上記の実施体制を確保の上、次のいずれかの方法により未受診者健診を実施すること。また、実施に当たっては、日時及び会場等を十分に協議すること。
 - ア 健診を実施した検診機関が運営する検診施設で実施
 - イ 再度出張健診を実施

5 協会けんぽの健診費用補助

- (1) 協会けんぽ職員の生活習慣病健診については、可能な限り協会けんぽの補助を適用させること。
- (2) 補助を受けた後の負担額を契約単価とする。
- (3) 必要な事務手続きは別途協議する。

6 業務の結果報告

- (1) 基本検診の循環器精密検査、又は生活習慣病検診受診者のうち、肥満度、血圧、血中脂質、糖代謝の4項目すべてにおいて、異常所見があり、かつ総合判定が「要精密検査」の者(治療継続者及び要医療者は除く。)がいる場合は、該当者が循環器二次精密検査(※)を受診することができるよう速やかに報告すること。
※循環器二次精密検査項目
 - ①空腹時血中脂質検査(総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール)
 - ②空腹時血糖検査
 - ③頸部超音波検査
 - ④微量アルブミン尿検査(尿蛋白弱陽性(±)又は陽性(+)の者のみ)
 - ⑤負荷心電図又は胸部超音波検査
- (2) 健診終了後3週間以内に提出するもの
 - ①「職員健康診断票」(一般定期健康診断及び深夜勤検診(2回目))
 - ②「一般定期健康診断結果一覧表」(一般定期健康診断及び深夜勤検診(2回目))
 - ③「胃検診結果一覧表」
 - ④「情報機器作業健診票」(該当者がいる場合)
 - ⑤「情報機器作業健診結果一覧表」(該当者がいる場合)
 - ⑥「有機溶剤検診受診票兼結果票」(該当者がいる場合)
 - ⑦「放射線検診結果票」(該当者がいる場合)様式の詳細は別途協議するものとする。

7 緊急に受診が必要な者の連絡

次の基準のいずれかに該当した場合、早急に報告すること。

- ① AST (GOT) 150 単位以上
- ② ALT (GPT) 150 単位以上
- ③ γ -GT (γ -GTP) 500 単位以上
- ④ 血色素量 7 g/dl 以下
- ⑤ 収縮期血圧 180 mmHG 以上 または 拡張期血圧 110 mmHG 以上
- ⑥ 血糖値 300 mg/dl 以上
- ⑦ 胸部レントゲン検査 所見のあった者